

三河フライヤーズクラブ会則

第1条 名称

本会は三河フライヤーズクラブと称する。

第2条 本部

本会本部は会長宅内とする。

第3条 目的

本会はフライヤー（ハンググライダー、パラグライダー等）として飛行への情熱を保ち、営利を目的とせず楽しみを開きこれを末長く維持できるよう協力することを目的とする。

第4条 事業

1. 本会会員がフライトに供するエリアの開発、維持管理。
2. 会報の発行。
3. 大会等の開催（競技会、親睦会等）。
4. 前各号に附帯または関連する事業。

第5条 義務

1. 本会目的に賛同し、本会則、及びエリア利用規定を順守すること。
2. 所定の会費を期限までに納入すること。
3. 本会の行事に積極的に参加すること。

第6条 会費

1. 本会会費は一人年間6000円とする。
2. 既納の会費はこれを返還しない。
3. 会員の同居家族（配偶者、親並びに子）の会員は2人目から会費を半額とする。
4. 総会（臨時を含む）の決議により、臨時会費を徴収することができる。
5. 前年より継続して会員となる場合の納入期限は、会計年度の初月から2か月以内とする。
それを越す場合は会費を一人年間7000円とする。

第7条 入会

1. 本会に入会する者は会費とは別に入会金4000円を納めるものとする。
2. 役員よりエリア利用規定に定める講習を受け、受講証明書と誓約書（技能証等の貼付書類を含む）を提出すること。
3. 役員会の議決により入会を認めない場合がある。

第8条 エリア利用者

1. 本会員は本会が管理するフライトエリア（以下、クラブエリアと称す）でフライトすることができる。
2. 納入期限を超えても会費が未納の場合、完納するまでクラブエリアを利用することができない。
3. 本会員以外が、クラブエリアを利用する場合の細則は、エリア利用規定として別途定める。

第9条 役員構成

1. 会長 1名 会務を統理し、本会を代表する。
2. 副会長 若干名 会長を補佐する。
3. 会計 1名 本会の経理を担当する。
4. 会報 若干名 本会の会報を担当する。
5. 役員 若干名 本会の運営をする。

第10条 役員選出と任期

1. 役員は総会において会員の互選により選出し、承認を経て決定する。
2. 役員会の決議により、役員の変更及び追加ができるものとする。
3. 役員の任期は1年とする。但し再任を妨げない。

第11条 会議

1. 総会は本会最高の決議機関であり、毎年1回開催する。又必要に応じて臨時総会を開くことができる。
2. 役員会は本会の運営機関で、必要に応じて開催し第9条に定める役員で構成する。
3. 会議は構成員の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立とする。
4. 議案は出席者の過半数の承認により可決されたものとする。
5. 会議の決定事項は会報等で告知する。

第12条 会計

1. 事業年度は毎年1月1日から始まり、12月31日をもって終わる。
2. 監査は会計担当を除く役員が行うものとする。

第13条 変更

本会会則の変更については総会の承認を得て行うものとする。

第14条 細則

1. 諸細則については役員会にて決定し、エリア利用規定に記載する。
2. 役員会の決定事項に異議のある者は10名以上のクラブ員の署名をもって会長に異議

申し立てを行うことができる。

3. 異議申し立てがあった事項は、役員会で再考し再決議するものとする。

第15条 退会と休会

1. 本会は本人の意志が示された場合、退会および休会を認める。
2. 休会者からは会費の徴収を行わない。また、会報の発送も行わない。
3. 休会者がクラブに関連するエリアでフライトする場合はビジター登録者扱いとする。
4. 休会者本人から復帰の意思表示がなく5年以上休会が継続した場合は退会とする。
5. 会費の納入期限が過ぎ、督促にも応じない場合は退会とする。から3か月が経過後も未納の場合は休会とする。
6. 退会者が復帰する場合は、新入会員扱いとする。休会者が復帰する場合は、入会金を徴収せず第6条1項に準ずるものとする。

第16条 スクール

1. 本クラブで、継続的にスクール行為する場合は、本会の審査・承認を受けること。
2. 練習生に関しては該当スクールが、JHF、JPA登録の有効期限の報告、クラブ会費の納入、誓約書の提出、事故（第三者への被害、ケガなど）やインシデント報告に責任を負うこと。

第17条 罰則

1. 本会則を並びにエリア規定に反する行為があった場合は、訓戒、エリア利用の停止、除名（退会）等の処罰を行う場合がある。
2. その他、クラブ員から提訴があった場合は、役員会で決議し、前項の処罰を行うことができるものとする。

第18条 事故対応

1. 重大事故の初期対応は、会長・副会長が決定権を有する。
2. 初期対応の期間は事故発生から2週間と次の日曜日までとする。以降の対応はその期間中に臨時役員会を開き決定する。

第19条 付則

この会則は1975年4月19日から実施する。（最終改正日：2017年12月17日）